

答申第756号

情公第4360号

令和3年3月10日

神奈川県公安委員会  
委員長 大崎 哲郎 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成30年2月15日付けで諮問された特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件（その8）（諮問第792号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、公開請求の対象となる文書として、別表に掲げる文書を特定し、その一部を非公開としたことは妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成28年9月20日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、実施機関は、平成28年9月29日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行い、さらに同年11月16日付けで、同条第5項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行った。その後、実施機関は、平成29年9月19日付けで、別表に掲げる文書（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、次のとおり、その一部を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 本件行政文書に記載された警部補以下の階級にある警察官（相当職を含む。）の氏名及び印影（以下「警部補以下氏名等」と総称する。）については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に、警察電話の内線番号及び公用携帯電話番号（以下「本件警電番号等」と総称する。）については、公開することにより、警察の通信事務に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第5条第4号柱書を理由に非公開とした。

イ 丁文書、戊文書及び辛文書に記載された特定施設に関する知事指示事項の検討状況のうち同施設利用者の受入れに関する情報（以下「本件利用者受入情報」という。）並びに丁文書に記載された特定施設に関する知事指示事項の検討状況のうち弔慰金等の支給についての検討に関する情報（以下「本件弔慰金等支給検討情報」という。）並びに丁文書及び戊文書に記載された特定施設の機能回復に向けた施設面での検討に関する情報（以下「本件機能回復検討情報」という。）については、個人に

関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとして条例第5条第1号本文を理由に、また、公開することにより、神奈川県の記事又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第4号柱書を理由に非公開とした。

ウ 己2文書に記載された消印の郵便局名並びに差出人の郵便番号、住所及び氏名（以下「本件差出人情報」という。）については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとして条例第5条第1号本文を理由に、「通信欄」備考並びに手紙及びメールの本文（以下「本件意見内容等情報」という。）については、同号本文に加えて、公開することにより、他機関との記事の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第4号柱書を理由に非公開とした。

エ 庚2文書の添付文書である視認実施結果報告書及び癸2文書に記載された警部補以下の階級にある取調べ官の氏名（以下「警部補以下取調べ官氏名」という。）については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に、また、公開することにより、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があるとして同条第6号を理由に、警部以上の階級にある取調べ官の氏名（以下「警部以上取調べ官氏名」という。）についても公開することにより、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があるとして同号を理由に非公開とした。

オ 庚2文書の添付文書である巡察実施結果報告書及び辛2文書に記載された巡察に係る実施日及び実施時間（以下「巡察日時」という。）並びに庚2文書の添付文書である視認実施結果報告書及び癸2文書に記載された視認に係る実施日時及び「参考事項」欄の記載内容（以下「視認日時等情報」という。）については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別する

ことはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとして条例第5条第1号本文を理由に、また、公開することにより、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があるとして同条第6号を理由に非公開とした。

(3) 審査請求人は、平成29年10月17日付けで、本件処分について、行政不服審査法第2条の規定に基づき、その取消しを求める審査請求を行った。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求書、反論書及び意見書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 条例第5条第1号該当性について

##### ア 警部補以下氏名等

警部補以下の階級にある警察官の印影は、名字のみが記されたものであることから特定の個人を識別することはできず、条例第5条第1号本文に該当しない。

##### イ 本件利用者受入情報

本件利用者受入情報は、単に受入れに関する情報であるというだけでは利用者や関係者の権利利益を害するおそれがあるといえないため、条例第5条第1号本文に該当しない。たとえ同号本文に該当した時期があったとしても、受入れが済んだ時点で条例第10条第3項後段による時限性の非公開理由が消失したものであるべきであり、本件処分時では条例第5条第1号本文に該当しない。また、たとえ同号本文に該当したとしても、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、同号ただし書アに該当する。

##### ウ 本件弔慰金等支給検討情報

本件弔慰金等支給検討情報は、その検討経緯こそ、障害者であるということによって金額を低く設定されていないか、その他検討過程に差別的な意識や内容が介在していないかを障害者の人権を擁護するために主権者が検討できるよう最大限公開すべきなので、条例第5条第1号本文に該当しない。また、たとえ同号本文に該当したとしても、特定事件の性質

から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、同号ただし書アに該当する。

エ 本件機能回復検討情報

本件機能回復検討情報は、単に当該情報であるというだけでは利用者や関係者の権利利益を害するおそれがあるとはいえないため、条例第5条第1号本文に該当しない。たとえ同号本文に該当した時期があったとしても、検討が済んだ時点で条例第10条第3項後段による時限性の非公開理由が消失したものであるべきであり、本件処分時では条例第5条第1号本文に該当しない。また、たとえ同号本文に該当したとしても、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、同号ただし書アに該当する。そして、県民の財産を保護するために公開することが必要であると認められる情報であることから、同号ただし書エに該当する。

オ 本件差出人情報

本件差出人情報は、意見等をした者が議員等の政治家であれば、その行為は公務員の職務遂行情報であり、その氏名は公務員の職務遂行情報であり、連絡先や住所も事務所や議員宿舍等のものであれば公表慣行があり、条例第5条第1号本文に該当しない。たとえ同号本文に該当したとしても、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。また、一般国民からの意見等であっても、特定県又は特定市の住民か、それともそれ以外の住民なのかの程度は、特定の個人が識別されず、当該個人の権利利益を害するともいえない。

よって、本件差出人情報は、同号に該当しない。

カ 巡察日時及び視認日時等情報

巡察日時及び視認日時等情報は、特定事件の被疑者（以下「本件被疑者」という。）の氏名は既に公開されており特定の個人は識別されているため、一律に非公開とすべきではなく、個別に本件被疑者の正当な権利利益を害するおそれの有無について判断すべきであり、条例第5条第1号本文に該当しない。たとえ、同号本文に該当したとしても、特定事件の重大性から、いわゆる障害者の生命、身体、健康、生活又は財産を

保護するため、公開することが必要であると認められる情報として、同号ただし書エに該当し、正当な権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 本件警電番号等

本件警電番号等に関する実施機関の弁明は、司法警察に関するものであり、行政警察活動に関する電話番号である本件警電番号等には、当てはまらないものである。

よって、本件警電番号等は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

イ 本件利用者受入情報

本件利用者受入情報が公開されれば、受け入れた施設に対して問合せがある可能性はあるが、問合せに対応する者は施設職員であり、社会的反響が大きいからこそ施設側は問合せに応じる社会的な責務がある。よって、利用者に悪影響を与えるおそれはなく、施設の本来業務等の適正な遂行に支障を来すおそれもない。社会的反響が大きいことは、非公開事由とはならない。さらには、処分の時点では報道の過熱等は見られなくなり、実施機関が弁明しているおそれは生じ得ない。

よって、本件利用者受入情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

ウ 本件弔慰金等支給検討情報

本件弔慰金等支給検討情報については、障害者であるということを理由に金額を低く設定される等、差別的な意識や内容が含まれていないかを主権者が検討できるよう、最大限公開すべきである。実施機関の弁明では、本件弔慰金等支給検討情報が家族に知られることを前提にしているが、家族が知った上で支給金額について疑義が生じたのであれば、その点について家族が県に抗議、交渉等を行うことは、むしろ条例第1条及び第2条第1項の規定にも合致するものであり、そうした抗議、交渉等に応じることが県の適正な事務である。また、県は献花料の額を公開しており、実施機関が説明するおそれは現実のものとはなっていないにもかかわらず、弔慰金等の額のみを非公開とするのは不合理である。行政の落ち度で惹起された特定事件について、前記支出を行うことは、当

然の責務であり慣習である。

よって、本件弔慰金等支給検討情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

エ 本件機能回復検討情報

本件機能回復検討情報は、特定施設の機能回復に向けた方向性が示されている程度では、県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。また、利用者や家族等への影響が大きいことは、非公開理由とはならない。入札等に関連する事務に関する情報は、当該入札等及びその事務が財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから、当然に公開すべきである。

よって、本件機能回復検討情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

オ 本件意見内容等情報

本件意見内容等情報は、国家公安委員会への投書であることから、警察に対する意見を聴取する業務とは関係がない。たとえ関係があったとしても、警察に対する意見を聴取する端緒となった指摘内容を知ることが主権者の当然の権利である。

よって、本件意見内容等情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

(3) 条例第5条第6号該当性について

巡察日時及び視認日時等情報のうち、巡察及び視認の日時については、捜査手法が明らかになるものではなく、犯罪企図者において対抗措置を講じられるという点は、巡察及び視認を受けている者は、犯罪企図者ではなく、取調べを受けている者であって、その者によって巡察及び視認を受ける時間や場所は異なるのであるから、対抗措置を講じられることなどできず、そもそも、何に対する対抗なのかも不明である。また、本件被疑者の取調べ時の動静、言動等の結果については、事件の違法性及び有責性を認識していることは公知の事実であるから、これを公開したところで当該事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性はない。

よって、巡察日時及び視認日時等情報は、条例第5条第6号に該当しない。

(4) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性に鑑みれば、本件処分において非公開とされた全ての情報（以下「本件非公開情報」という。）は公開されるべきである。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(6) 理由付記の不備について

警部以上取調べ官氏名については、処分庁の理由付記に不備があり、当然に本件処分を取り消すべきである。

(7) その他

ア 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

イ 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

ウ 審査請求人は、反論書の副本の提出を強いられており、かかる対応は行政不服審査法第1条に反する。

4 実施機関（担当：神奈川県警察本部総務部総務課）の説明要旨

弁明書及び意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 警部補以下氏名等（警部補以下取調べ官氏名を含む。）

警部補以下氏名等（警部補以下取調べ官氏名を含む。）は、特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

そして、かかる情報は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公



にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書イに該当しない。

また、かかる情報は、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付（以下「閲覧等」という。）が認められている情報、公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は人の生命、身体等を保護するため公開することが必要であると認められる情報には該当しないことから、同号ただし書ア、ウ及びエに該当しない。

#### イ 本件利用者受入情報

本件利用者受入情報は、特定事件の被害者（以下「本件被害者」という。）並びに特定施設の利用者及び関係者の氏名等が含まれるものではなく、特定の個人を識別することはできないものの、その性質上公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当しない。

#### ウ 本件弔慰金等支給検討情報

本件弔慰金等支給検討情報は、本件被害者及びその遺族の氏名等が含まれるものではなく、特定の個人を識別することはできないものの、その性質上公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当しない。

#### エ 本件機能回復検討情報

本件機能回復検討情報は、本件被害者並びに特定施設の利用者及び関係者の氏名等が含まれるものではなく、特定の個人を識別することはできないものの、その性質上公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当しない。

#### オ 本件差出人情報

本件差出人情報は、差出人の郵便番号、住所、氏名等が記載されており、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため条例第5条第1号本文に該当する。また、かかる情報は、慣行として公にさ

れ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質に鑑みて、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当しない。

#### カ 視認日時等情報

視認日時等情報のうち、視認に係る実施日時には被疑者の取調べ時間が、「参考事項」欄には被疑者の取調べの状況が、それぞれ記載されており、いずれも特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報が記載されていることから、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当しない。

### (2) 条例第5条第4号柱書該当性について

#### ア 本件警電番号等

本件警電番号等のうち、警察電話の番号は、各所属間の連絡等警察業務の遂行に当たり使用する実施機関の内線番号であり、公用携帯電話番号は、実施機関の各勤務員に対して公務に使用する目的で貸与された携帯電話機の番号である。

警察業務は、検挙や規制を行うものであることから、業務遂行に当たっては被疑者等からの反発を招くことが予想される。したがって、公開することにより、被疑者等から事務妨害等を目的とした特定の内線番号に対する嫌がらせを受け、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等、警察の通信事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

#### イ 本件利用者受入情報

本件利用者受入情報は、当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっており、事件の内容やその周辺情報に照らすと、一定程度、その内容の推測が可能な状況にあったものの、その具体的内容は明らかになっていない。また、特定事件は、その特異性から、本件請求時にあっても、全国的な報道が行われ、その事情により報道が過熱していたことも認められる。このような状況を前提とすると、

かかる情報を公開した場合、報道機関からの取材により神奈川県の特定の事務事業に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 本件弔慰金等支給検討情報

本件弔慰金等支給検討情報は、神奈川県知事から本件被害者の関係者に対して支給する弔慰金等の具体的な支給金額を含む検討案が記載されている。かかる情報を公開すると、当該関係者の心情を害する等、神奈川県と当該関係者との円滑な協力関係に支障を及ぼし、もって、特定事件に関する事後対応全般にわたり支障を生ぜしめるおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

エ 本件機能回復検討情報

本件機能回復検討情報は、特定事件の事後対応の一環として行われる特定施設の機能回復に向けた改修又は建替えに関する具体的検討案である。かかる情報は、特定施設のその後の在り方に大きく影響する情報であり、その在り方について大きな議論となったことは公知の事実であることに照らすと、当時、かかる情報が何らの事前説明を伴うことなく公開された場合には、特定施設のその後の在り方を含めた特定事件全般の事後対応にわたる、特定施設の運営者、利用者等との調整事務に支障を及ぼすことは容易に想定されるものである。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

オ 本件意見内容等情報

本件意見内容等情報は、特定事件等に関する国民から寄せられた意見等の内容が記載されている。警察は、国民から広く意見等を受け付け、これを尊重し警察の業務運営に反映させるように努めなければならない。とりわけ、警察が国民から負託された責務を全うするためには、警察に対する国民の理解と協力が不可欠であり、これらは、国民の信頼を基礎として得られるものである。国家公安委員会を通じて国民から寄せられた意見等の内容が外部に明らかになる可能性があるならば、意見者等に対する不当な接触等により、様々な懐柔、干渉等を加えられること

が予想され、結果として国民の国家公安委員会に対する信頼が失われ、国家公安委員会に対する意見等をすることをためらうようになる。警察を管理する国家公安委員会において国民からの率直な意見等を聴取する業務に支障が生ずれば、ひいては警察においても同業務に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(3) 条例第5条第6号該当性について

ア 警部補以下取調べ官氏名

警部補以下取調べ官氏名は、特定事件に限らず特定警察署で行われた被疑者取調べの取調べ官の氏名が記載されており、これらが公開されれば、当該取調べ官に対する事件関係者等からの報復等のおそれがあり、犯罪捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

イ 巡察日時及び視認日時等情報

巡察日時及び視認日時等情報は、特定事件に限らず特定警察署等において行われた被疑者取調べ監督に係る巡察及び視認を実施した日時並びに視認時に確認した被疑者の取調べ時の動静、言動等の結果が記載されている。

かかる情報のうち、巡察及び視認の日時にあつては、すなわち被疑者の取調べを実施した日時に含まれていることから、事件の内容等による被疑者の取調べ状況の捜査手法が明らかとなり、犯罪企図者において対抗措置を講じられるなど、今後の捜査に支障を及ぼすおそれがある。また、庚2文書の添付文書である視認実施結果報告書及び癸2文書の「参考事項」欄に記載された被疑者の取調べ時の動静、言動等の内容については、被疑者が事件の違法性及び有責性を認識しているのか等にも大きく関わるものである。これらのことから巡察日時及び視認日時等情報を公開すれば、当該事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、当該事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

(4) 条例第7条該当性について

本件非公開情報は、前記(1)から(3)までのとおり、条例第5条第1号本文、第4号柱書及び第6号のいずれかに該当するため非公開としたものであり、本件非公開情報を公開することによって生じる支障を上回る公益上の必要があるとは認められない。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。

総務課は、分掌事務として、神奈川県公安委員会の庶務、総務部所掌事務の総合的企画及び調整、神奈川県議会等との連絡、警察通信（他の課の所掌に属するものを除く。）の使用管理、被疑者取調べの監督、部内課長会議等に関する業務等を所管している。

本件行政文書のうち、

ア 甲文書は、平成28年9月6日に行われた定例部長会議及び同年9月7日に行われた公安委員会定例会議の議題を一覧化して報告するために作成された文書であり、1枚目は当初予定されていた議題で決裁を受けたもの、2枚目はその後会議当日までに議題が追加され、会議当日に報告された議題が記載されたもの

イ 乙文書は、同年9月6日に行われた定例部長会議の概要を各所属長に連絡するために作成された文書

ウ 丙文書、丁文書、戊文書、己文書、庚文書、辛文書、壬文書、癸文書、及び甲2文書は、特定事件の発生に伴い、正確な事実関係の把握、入所者、遺族、家族及び職員への支援、再発防止に向けた課題の整理及び対応策の構築、特定施設の機能回復等に向けた取組みを推進する対策会議等において使用するために作成された文書であり、神奈川県から取得したもの

エ 乙2文書は、社会的反響が大きいと認められる特定事件に関して、神奈川県が報道機関に広報するために作成した資料及び記者会見の概要を記載した文書であり、神奈川県から取得したもの

オ 丙2文書は、特定事件の発生に伴い、防災警察常任委員会を開催する

ため、同委員長から各委員に対して送られた通知文書

カ 丁2文書は、平成28年8月8日に開催された防災警察常任委員会議事進行に係る文書及び会議録並びに同年9月13日に開催された第3回県議会定例会の議事進行に係る文書及び会議録並びに同月2日に県議会厚生常任委員会委員の特定施設の視察について総務課長から特定警察署長に連絡した際に作成された文書

キ 戊2文書は、特定事件の発生に伴い、特定警察署に捜査本部を設置するにあたりアナログ電話機を新設するために、平成28年8月4日付けで特定警察署長から警察本部長宛てに提出された文書及び公用携帯電話機の借用を申請するために特定警察署長から総務課長宛てに提出された文書

ク 己2文書は、特定事件に関して国民から国家公安委員会に寄せられた意見等をファクシミリ送信により総務課公安委員会室宛てに参考送付された文書

ケ 庚2文書は、特定警察署を含む方面を担当する神奈川県警察取調べ監督室の巡察官（以下「巡察官」という。）が、被疑者取調べ監督に係る巡察の実施結果を1か月ごとに総務課長に報告するために作成された文書のうち、平成28年7月及び8月に実施したものであり、月ごとに実施した巡察実施結果報告書及び視認実施結果報告書が添付されたもの

コ 辛2文書は、巡察官が被疑者取調べ監督に係る巡察実施結果を実施日ごとに総務課長に報告するために作成された文書

サ 壬2文書は、特定事件を管轄する特定警察署が同署における一月の被疑者取調べ監督に関する事項を一覧にして報告するために作成された文書

シ 癸2文書は、特定警察署の取調べ監督官及び監督補助者が被疑者取調べ監督に係る視認を実施した結果について報告するために作成された文書

であり、いずれも実施機関が管理していたものである。

実施機関は、これら以外に本件請求の対象として特定すべき行政文書は、管理していない。

また、審査請求人は、特定事件発生前からの行政文書を確認すべき旨主張するが、実施機関は、特定事件発生前を含め本件請求の対象となる文書の検索を行ったところ、当該行政文書は存在しなかったものである。

(6) 警部以上取調べ官氏名に係る理由付記について

庚2文書の添付文書である視認実施結果報告書及び癸2文書の取調べ官欄には、被疑者の取調べを行った警察官の氏名が記載されている。実施機関は、平成29年9月19日付け行政文書一部公開決定通知書において、これらの行政文書に警部以上取調べ官氏名情報が記載されているとして条例第5条第6号の非公開理由を付記して決定していたものであるが、取調べ官の全てが警部補以下の階級にある警察官の氏名であることを確認した。

5 審査会の判断理由

(1) 本件請求の対象となる文書の特定について

本件行政文書は、前記4(5)に示す経緯により、いずれも特定事件に関連して作成されたものであると認められ、実施機関が本件行政文書を本件請求に係る対象文書として特定したことは、その分掌事務に照らし妥当であると認められる。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の行政文書も確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、実施機関は特定事件発生前の文書についても検索を行っていることが認められるため、かかる主張を認めることはできない。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の

職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）及び「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報については、公開すべき旨規定している。

そこで、警部補以下氏名等（警部補以下取調べ官氏名を含む。）、本件差出人情報、本件利用者受入情報、本件弔慰金等支給検討情報、本件機能回復検討情報及び視認日時等情報の同号の該当性について、以下、検討する。

ア 警部補以下氏名等（警部補以下取調べ官氏名を含む。）

警部補以下氏名等（警部補以下取調べ官氏名を含む。）は、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報に該当せず、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても一般的には公表されておらず、今後、公表される予定も認められないことから、同号ただし書ア及びイに該当しない。また、かかる情報は、内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

なお、警部補以下氏名等に含まれる印影について、審査請求人は、前記3(1)アのとおり主張するが、当該印影が、それに係る警察官の所属する部署等とともに押印されている以上、姓のみが記された印影であっても、特定の個人を識別できるものであるから、かかる主張を認めることはできない。

イ 本件差出人情報

当審査会が確認したところ、己2文書は、特定事件等に関して国民から国家公安委員会に投書により寄せられた意見等について、国家公安委員会から実施機関に対してファクシミリ送信によって参考送付されたものであり、本件差出人情報は、投書の差出人に係る消印の郵便局名、郵便番号、住所及び氏名であることが認められる。したがって、かかる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であ



ることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報は、慣行として公にされ、又は公にする予定があると認められないことから、同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質に鑑みて、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しない。

#### ウ 本件利用者受入情報、本件弔慰金等支給検討情報及び本件機能回復検討情報

本件利用者受入情報、本件弔慰金等支給検討情報及び本件機能回復検討情報について、実施機関は、前記4(1)イからエまでのとおり条例第5条第1号に該当する旨説明するが、標記の情報は、後記(3)イからエまでのとおり、同条第4号柱書に該当するため、同条第1号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

#### エ 視認日時等情報

視認日時等情報について、実施機関は、前記4(1)カのとおり条例第5条第1号に該当する旨説明するが、標記の情報は、後記(4)アのとおり、同条第6号に該当するため、同条第1号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

#### (3) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は、非公開とする旨規定している。

そして、同号アからオまでの各規定は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらの事由がある情報のほか、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報も同号柱書により非公開とされ、かか

る情報には同号アからオまでの各規定に掲げられた事由がある情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、本件警電番号等、本件利用者受入情報、本件弔慰金等支給検討情報、本件機能回復検討情報及び本件意見内容等情報の同号柱書該当性について、以下、検討する。

#### ア 本件警電番号等

本件警電番号等は、警察電話の内線番号及び公用携帯電話番号であることが認められる。そして、警察業務には、検挙や規制を行うものが多く、その業務遂行に当たり被疑者等から反発を招くことが予想されることから、かかる情報を公開すると、業務妨害等を目的とした被疑者等からの嫌がらせの電話を受けるおそれがあり、その結果、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、審査請求人は、前記3(2)アのとおり主張するが、本件警電番号等がいわゆる司法警察活動にかかわるものでなくとも、警察における電話番号として業務妨害の対象となるおそれがあると認められるため、かかる主張を認めることはできない。

#### イ 本件利用者受入情報

当審査会が確認したところ、本件行政文書に含まれる平成28年9月1日付け記者発表資料及び同月21日付け記者発表資料において、体育館等で過ごしていた特定施設の利用者が他の場所へ移動した事実については記載されており、これが公とされていたことが認められるが、具体的な施設名等の記載はなく、また、他に当該施設名が公とされていた事実は認められない。

本件利用者受入情報は、受入れ先の施設の候補として検討中の情報ではあるものの、かかる情報が公開された場合、特定事件の特異性に鑑みれば、受入れ先の候補となっている施設に対して、報道機関等の取材や問合せが増加し、入所者に対する支援に支障が生じるおそれがあると認められる。さらに、実施機関がかかる情報を公にしたとなれば、当該施

設の運営者、利用者等に混乱や不信を招くことも容易に想定されることから、神奈川県障害者支援事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあるとも認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

#### ウ 本件弔慰金等支給検討情報

当審査会が確認したところ、本件弔慰金等支給検討情報は、神奈川県知事から本件被害者の関係者に対して支給する弔慰金等の具体的な支給金額を含む検討案が記載されている。かかる情報を公開すると、当該関係者の心情を害する等、神奈川県と当該関係者との円滑な協力関係に支障を及ぼし、もって、特定事件に関する事後対応全般にわたり支障を生ぜしめるおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

#### エ 本件機能回復検討情報

当審査会が確認したところ、本件機能回復検討情報は、特定事件の事後対応の一環として行われる特定施設の改修又は建替えに関する具体的な検討案であると認められる。

そして、かかる情報は、特定施設のその後の在り方に大きく影響する情報であり、当時からの在り方について大きな議論となっていたことに照らすと、かかる情報が何らの事前説明を伴うことなく公開された場合には、特定施設の運営者、利用者等に混乱や不信を招くことが容易に想定され、特定施設のその後の在り方を含めた特定事件に関する事後対応に係る事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

#### オ 本件意見内容等情報

当審査会が確認したところ、本件意見内容等情報は、国家公安委員会を通じて国民から寄せられた特定事件等に関する意見が記載されている。警察は、国民から広く意見等を受け付け、これを尊重し警察の業務運営に反映させるよう努めているところ、かかる情報が公開されることが前提となると、国民が国家公安委員会に対する率直な意見を投書することをためらうようになり、国民の意見を警察業務に反映させることが

できなくなることから、警察業務の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

#### (4) 条例第5条第6号該当性について

条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は、非公開とする旨規定している。

同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。

そこで、巡察日時、視認日時等情報及び警部補以下取調べ官氏名の同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるか否か、以下、検討する。

##### ア 巡察日時及び視認日時等情報

当審査会が確認したところ、巡察日時及び視認日時等情報は、特定事件に限らず、特定警察署等において行われた被疑者取調べ監督に係る巡察及び視認を実施した日時並びに視認時に確認した被疑者の取調べ時の動静、言動等の結果が記載されていることが認められる。

かかる情報のうち、巡察及び視認の日時については、実施機関が前記4(3)イにて説明するとおり、被疑者の取調べを実施した日時に含まれることから、その日時が公開されることにより、事件の内容等によって異なる取調べの実施時間、回数等が明らかになるなど、犯罪捜査の手法が明らかとなり、今後の犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

また、庚2文書の添付文書である視認実施結果報告書及び癸2文書の「参考事項」欄には、被疑者の取調べ時の動静、言動等の詳細な情報が記載されていることが認められる。かかる情報は、被疑者が事件の違法性及び有責性を認識しているか等にも大きく関わるものであって、これを公開すれば、当該事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、

公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、当該事件の捜査及び公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

イ 警部補以下取調べ官氏名

警部補以下取調べ官氏名について、実施機関は、前記4(3)アのとおり条例第5条第6号に該当する旨説明するが、かかる情報は、前記(2)アのとおり、同条第1号本文に該当するため、同条第6号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

(5) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を公開することができる」旨規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であり、同条第1号ただし書エ、第2号ただし書及び第5号ただし書の規定による人の生命、身体などの保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要があり、かつ、かかる公益が、公開しないことにより保護される権利利益を特に上回る場合をいうと解される。

イ これを本件についてみると、条例第5条第1号本文、第4号柱書及び第6号のいずれかに該当するため非公開とされた本件非公開情報を公開しなければならないほどの公益上特に必要があると認めべき事情は存しないので、実施機関が本件非公開情報につき条例第7条の規定による裁量的公開をしなかったことは、不相当とはいえない。

(6) 理由付記の不備について

審査請求人は、前記3(6)のとおり、理由付記に不備がある旨主張する。これに対し、実施機関は、前記4(6)のとおり、原処分において、庚2文書

の添付文書である視認実施結果報告書及び癸2文書に警部以上取調べ官氏名があるものとして非公開の理由を付記していたが、実際には、これらの文書に警部以上取調べ官氏名は存在しなかったと説明している。

これを受け、当審査会において確認したところ、庚2文書の添付文書である視認実施結果報告書及び癸2文書には、警部以上取調べ官氏名の記載は存在しないことが認められるから、当該情報に係る非公開の理由は誤記であるものの、実際に非公開とした情報の理由付記に欠けるところはないと考えられる。

そもそも、申請を拒否する処分をする場合にその理由を付記するのは、当該処分の相手方との関係では、当該相手方に当該理由を知らせて不服申立ての便宜を与える趣旨によるものである（最高裁昭和57年（行ツ）第70号同60年1月22日第三小法廷判決・民集39卷1号1頁）。条例第10条第3項において、公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときに、その理由を併せて通知することを義務付けているのも、同じ趣旨によるものと解される。

これを本件について見ると、非公開の理由がその記載自体から審査請求人に了知し得る程度に提示されており、不服の申立てに支障が生じたとまでは認められないから、前記の制度趣旨に鑑み、本件処分を取り消す理由とはならないと判断する。

#### (7) その他

審査請求人は、前記3(7)のとおり、情報公開制度の運用の仕方についても種々主張している。

しかしながら、附属機関の設置に関する条例の別表は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の非公開事由該当性（条例第5条各号）、公開請求の対象となった文書の行政文書該当性（条例第3条第1項）やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の主張は、情報公開制度の事務処理に関する事項に留まり、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、審査請求人のいずれの主張についても調査審議する立場にない。

#### 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別表

本件処分において特定された文書一覧		
番号	文 書 名	略 称
1	定例部長会議、公安委員会定例会議議題一覧表	甲文書
2	週報 (No.31)	乙文書
3	特定事件再発防止等対策本部 (第1回)	丙文書
4	特定事件再発防止等対策本部作業部会 (第2回)	丁文書
5	特定事件再発防止等対策本部 (第2回)	戊文書
6	特定施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム (第1回)	己文書
7	特定事件再発防止等対策本部 (第3回) の開催について (依頼)	庚文書
8	特定事件再発防止対策・再生本部 (第3回)	辛文書
9	特定事件再発防止対策・再生本部合同部会 (第1回)	壬文書
10	特定事件再発防止対策・再生本部 (第4回) の開催について (依頼)	癸文書
11	特定事件再発防止対策・再生本部 (第5回) の開催について (依頼)	甲2文書
12	記者発表資料 (8月1日、3日、8日、9日、12日、15日、16日、17日、18日、19日、22日、23日、24日、25日、26日、29日、30日、31日、9月1日、5日、8日、12日、14日、16日、20日及び21日)	乙2文書
13	防災警察常任委員会の開催について (通知)	丙2文書
14	防災警察常任委員会議事進行順序、本会議議事進行順序及び電話通信紙 (9/2)	丁2文書
15	有線通信施設の新設等申請書及び公用携帯電話機の借用について (申請)	戊2文書
16	F A X 送信書	己2文書
17	巡察実施結果について (報告)	庚2文書
18	巡察実施結果報告書	辛2文書
19	被疑者取調べ監督に関する月報	壬2文書
20	視認実施結果報告書 (特定警察署)	癸2文書



別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 2 月 15 日	○ 諮問
令和 2 年 10 月 23 日	○ 実施機関から条例第20条第3項の規定に基づき提出された意見書を収受
10月28日 (第202回部会)	○ 審議
11月30日 (第203回部会)	○ 審議
令和 3 年 1 月 28 日 (第205回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	

(令和3年3月10日現在) (五十音順)